

報告第 3 号

平成 28 年度木古内町水道事業会計予算の繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項の規定により繰り越しされた平成 28 年度木古内町水道事業会計予算について、同法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 20 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成28年度木古内町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金				
1.	1.	木古内町水道事業広域連携におけるPPP/PFI導入可能性調査業務委託事業	円 38,988,000	円 0	円 38,988,000	円 38,988,000		円 0	国庫補助金の交付決定が年度末であったため、年度内の事業完了が困難となったため。	